

議案第 1 4 3 号

損害賠償の額の決定について

京丹後市網野町俵野地内の市道俵野平田線において発生した車両物損事故により、相手方に損害を与えたことによる損害賠償の額を定めるため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 1 0 月 6 日提出

京丹後市長 中 山 泰

1 事故の概要

令和 4 年 8 月 2 4 日、網野町俵野地内の市道俵野平田線において、会計年度任用職員であるパトロール作業員 2 名が通行に支障となる木の枝、竹を伐採していたところ、伐採した竹の先端部分が走行していた軽自動車にあたり損害を与えたものである。

2 損害賠償の額 5 3 3 , 0 5 4 円

3 損害賠償の相手方

京丹後市網野町在住 個人

提案理由

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求めるものである。

位置図

議案第143号 参考資料

京丹後市網野町俵野地内

